

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援事業とは

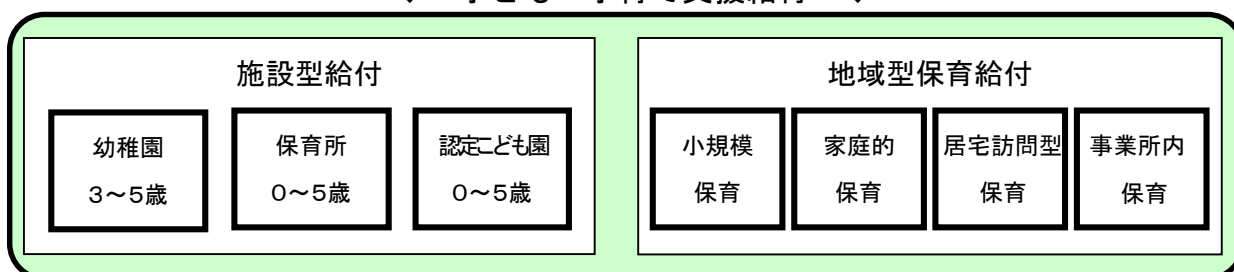
(1) 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分けられます。

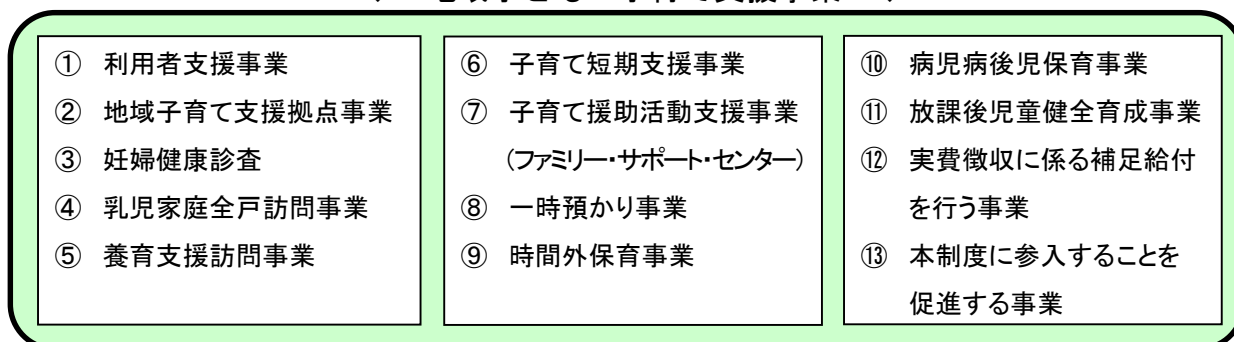
「子ども・子育て支援給付」とは、幼稚園、保育所など、乳幼児の子どもの教育・保育サービスを支給する制度です。「地域子ども・子育て支援事業」は幼稚園や保育所などで行うサービスを補う教育・保育サービスや情報提供・相談などの支援サービス、母子の健全な育成のための保健サービスなどを提供する事業です。

「子ども・子育て支援事業計画」はこれらの制度、事業を実施するための計画で、実施するサービスの確保する量や確保の方策などを定める計画です。

◆ 子ども・子育て支援給付 ◆



◆ 地域子ども・子育て支援事業 ◆



(2) 給付を受ける子どもの認定区分

保護者の申請を受け、市町村は子どもの年齢や保育の必要性を判断し、次の3区分に認定し、教育・保育を提供することになります。

◆ 認定区分と提供施設 ◆

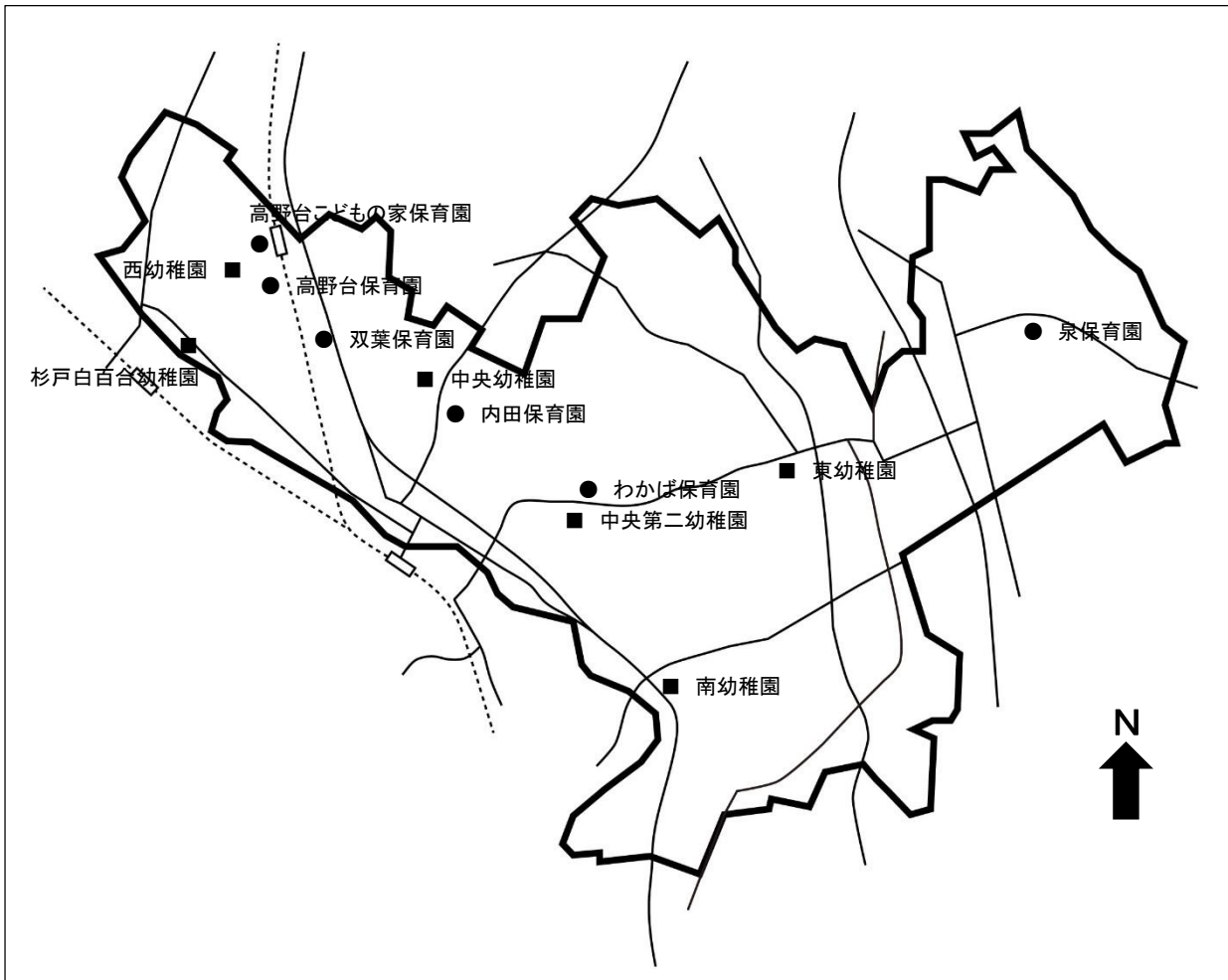
認定区分	保育の必要性	該当年齢	提供施設
1号認定子ども	なし	3歳以上の未就学児童	幼稚園、認定こども園
2号認定子ども	あり	3歳以上の未就学児童	保育所、認定こども園
3号認定子ども	あり	3歳未満	保育所、認定こども園 地域型保育事業

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、すべての子どもや保護者が、教育・保育、子育て支援の提供を受けることができる環境を整備するため、「量の見込み（需要）」、「提供体制（供給）」を設定する単位として、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、区域（教育・保育提供区域）を設定します。

こうした考え方を踏まえ、本町における教育・保育提供区域は、杉戸町全域の1区域とします。

◆幼稚園、保育園の位置



3 教育・保育サービスの充実

共働き家庭の増加により、保育を必要とする子どもが増加しています。
安心して仕事と子育ての両立ができるよう多様なニーズ、就労形態等に対応するため、教育・保育における質、量の両面を充実させ、待機児童の解消に努めます。

(1) 幼稚園

【量の見込みと提供体制】

<1号認定（満3歳以上）>

単位：(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	528	515	504	493	480
提供体制	1,415	1,070	1,070	1,070	1,070
過不足	887	555	566	577	590

- 幼稚園舎の老朽化への対応、またより良い教育環境づくりを目指して、平成27年度に中央第二幼稚園・東幼稚園・南幼稚園の3園を統合した統合幼稚園を整備します。



(2) 保育園

【量の見込みと提供体制】

<2号認定（満3歳以上）>

単位:(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	278	271	264	259	252
提供体制	268	328	328	328	328
過不足	-10	57	64	69	76

<3号認定（満3歳未満）>

0歳児

単位:(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	43	41	40	38	37
提供体制	32	44	53	53	53
過不足	-11	3	13	15	16

1・2歳児

単位:(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	188	183	178	174	167
提供体制	121	149	170	170	170
過不足	-67	-34	-8	-4	3

- 平成 28 年に開園する統合幼稚園に保育園を併設し、「統合幼稚園・保育園複合施設」として開園を目指します。
- 提供体制を確保するため、定員の弾力化による受け入れを行います。
- 保育園舎の老朽化及びより良い保育環境づくりへの対応を目指します。
- 今後の園児数や利用希望などの動向を踏まえつつ、地域型保育事業での対応を検討します。

4 地域子ども・子育て支援事業サービスの充実

(1) 利用者支援事業 【新規】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと提供体制】

単位：(か所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1	1	1	1	1
提供体制	0	1	1	1	1
過不足	-1	0	0	0	0

- 利用者支援事業のあり方を検討し、平成28年度に事業実施を目指します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

杉戸町では、3か所の子育て支援センターで実施しています。

【量の見込みと提供体制】

単位：(延べ回数/月)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,012	985	958	930	902
提供体制	1,012	985	958	930	902
提供体制(か所)	3	3	3	3	3

- 地域住民が気軽に利用でき、必要な情報が入手できる子育て支援拠点を目指します。
- 町内3か所の地域子育て支援センターにおける相談支援機能の強化を図ります。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の各時期に必要な医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと提供体制】

単位:(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	321	312	303	295	286
提供体制	321	312	303	295	286

- 母子健康手帳交付時に「妊婦健康診査受診票・受診券」を配布し、費用の一部を助成します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

【量の見込みと提供体制】

単位:(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	287	279	271	264	255
提供体制	287	279	271	264	255

- 全家庭に保健師等が訪問し、訪問実施率100%を目指します。早期に相談に応じ、育児不安の軽減・虐待予防に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと提供体制】

単位:(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	12	14	16	18	20
提供体制	12	14	16	18	20

- 乳幼児健診未受診者の把握、訪問活動等により、虐待の早期発見に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会にて把握した家庭に対し、育児支援家庭訪問事業を実施します。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活支援事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。

- 現在は実施していません。当面はニーズの動向を見守りつつ、関係機関との連携により対応していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（就学児））

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりや送迎等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みと提供体制】

単位:(延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,135	1,099	1,106	1,113	1,119
提供体制	1,135	1,099	1,106	1,113	1,119

- 提供会員、依頼会員、両方会員の拡大に努めます。
- 提供会員の活動の質の維持、向上に努めるため、スキルアップ研修の場を設けます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育園、幼稚園等において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【量の見込みと提供体制】

ア. 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

(1号認定による不定期な利用)

単位：(延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	475	464	453	442	432
提供体制	475	464	453	442	432

(2号認定による定期的な利用)

単位：(延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	10,986	10,727	10,478	10,239	9,989
提供体制	8,277	8,170	8,219	8,273	8,314
過不足	-2,709	-2,557	-2,259	-1,966	-1,675

イ. 上記以外

単位：(延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	3,643	3,621	3,634	3,648	3,655
提供体制	3,643	3,621	3,634	3,648	3,655

- ア. は、私立幼稚園での預かり保育事業にて対応します。
- また、公立幼稚園においても今後のニーズの動向を注視しながら預かり保育の実施について検討します。
- イ. は、町立保育園や私立保育園、ファミリー・サポート・センターで実施し、保護者の就労や疾病等に対応します。

(9) 時間外保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴い、11時間の開所時間を超えて必要とされる保育需要に対応する事業です。

【量の見込みと提供体制】

単位:(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	205	199	194	189	184
提供体制	205	199	194	189	184

- 保育時間の延長を継続して実施します。
- 保育園全園7時から19時まで開所します。

(10) 病児保育事業

病児に対し、病院、保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

現在、杉戸町では病児保育室「とんことり」で実施しています。

【量の見込みと提供体制】

単位:(延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	266	262	260	259	257
提供体制	266	262	260	259	257

- 引き続き、病児保育室「とんことり」において実施します。

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間いない家庭の小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

現在、杉戸町には各小学校内に7か所の放課後児童クラブがあります。

【量の見込みと提供体制】

単位:(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	低学年	254	241	242	244	245
	高学年	92	91	92	92	93
	合計	346	332	334	336	338
提供体制		375	375	375	375	375
過不足		29	43	41	39	37

- 学校の余裕教室等を活用し、受け入れ施設を拡充します。
- 6年生までの受け入れを実施します。
- 放課後子ども教室との連携を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

低所得者の経済的負担軽減策の一つとして、国の動向を踏まえ検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または、運営を促進するための事業です。

今後の園児数の推移や利用希望などの動向を踏まえ、事業実施の必要性について検討していきます。

5 教育・保育の一体的提供及び体制の確保

(1) 認定こども園の普及等に係る取り組み

乳幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、子ども・子育て関連3法に基づく支援制度において、国が進める重要施策の1つです。認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等に係らず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であり、教育・保育を一体的に提供できる施設として、既存の幼稚園や保育所からの移行を促進されるものです。

認定こども園については、既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置について、利用者や設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切な普及・促進を図っていきます。

(2) 幼稚園及び保育所と小学校、中学校との連携の推進

子どもは発達・成長の段階に応じて、様々な支援が必要になり、その支援は妊娠・出産期から切れ目なく続くものです。それぞれの発達・成長の段階に質の高い教育・保育を提供するために、幼稚園・保育所、小学校・中学校、また子育て支援を行う組織、団体の連携強化を推進します。

